

第29回接続委員会 議事概要

日時 平成25年7月16日(火) 16:00~17:20
場所 総務省10階 総務省第1会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
佐藤委員、関口委員、藤原委員
事務局 安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、
(総務省) 竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官、
内藤料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

① 接続料規則の一部改正について

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

② 調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について

- 総務省から資料説明が行われた後、質疑・応答が行われた。
- その結果、資料を一部修正の上、総務省より電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

① 接続料規則の一部改正について

佐藤委員：今回の改正では、NGNに移行する機能の利用者がNGNの利用者と同一である事例であるが、今後、利用者が異なる機能がNGNに移行するような事例も想定されるのか。

事務局：当面は想定していない。今後、地域IP網のNGNへの移行に伴い収容局接続機能等も移行することも想定されるが、この場合は、接続事業者の構成が地域IP網とNGNとで異なる限り、今回のケースと大きく変わらないものと考えている。

相田委員：移行先の機能の接続料原価の中に廃止する機能の撤去費用が含まれていることについては違和感がある。

東海主査：重要性の原則を踏まえて個々に判断した結果、今回の件は特段問題無いとしたということではないか。

東海主査：本件については、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとしたいが、よろしいか。

（各委員からの異議無し）

② 調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について（資料 2-1 関係）

酒井主査代理：接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定は、一時的に費用又は需要が変動する場合に有効とのことだが、定常的な変化か一時的な変化かが明らかでない場合もあるのではないか。そういった場合も考えると、全てのケースに対して同令第 3 条ただし書を適用した方が良いのではないか。

事務局：同令第 8 条第 2 項第 2 号は、調整額制度導入の際、接続料の急激な変動に対処するために整備した規定である。同令第 3 条ただし書の規定は、あくまでも接続料規則の規定によることができない場合が対象で有り、同令第 8 条第 2 項第 2 号の適用により変動抑制が達成できる場合には、そちらを優先して適用すべきものとする。

佐藤委員：総務省で接続料の変動をシミュレーションした際、需要はパラメータのようなものを用いているのか。

事務局：需要及び費用については、変動要素以外すべて変動しないと仮定しているが、需要及び費用の変動についてある程度の予見可能性が保たれる場合には資料において示した抑制措置が有効ではないかと考えている。

佐藤委員：2 p 目の①から④までのパターンのうち、今後どのパターンが多いと考えられるか。

事務局：費用の変動ということでは、メタルコストに関する耐用年数等の見直しが実施されることから、③の「ある算定期間において費用が増加し、そのまま定常化する場合」が当てはまると考えている。しかし、一時的な変動は震災によるものが実例であり、予見することは難しい。

相田委員：前々算定期間の接続料収支を当年度に反映させる以上、調整額制度は本質的に接続料の変動を生んでしまうという課題を内在している。接続料の急激な変動の影響ができるだけ早く収まるような統一的な調整額の算定方式が存在するかは明らかではないが、接続事業者の予見性確保の観点からも統一的な算定方式を検討してみることは有益ではないか。

佐藤委員：例えば、ある算定期間において、調整額の費用に占める割合が10%を超えた場合にはキャップをかけるといった方法もあるのではないかと。

事務局：今回お示しした考え方を運用していく中で改善点があれば検討していきたい。

酒井委員：接続料の変動幅が小さい状態が理想的ではあるが、そうするとある程度長い期間で変動幅をならすこととなり、接続料を支払う事業者が変わってしまうおそれがある。

関口委員：接続料水準を一定範囲に収めるのであれば、変動幅に上限を設ける方法も考えられるが、接続料の算定はあくまでもコストベースで行われている点に留意が必要。東日本大震災の際には、公衆電話のトラヒックが大幅に増加したが、ある程度影響をならしておくという配慮があり得た。接続料規則第3条ただし書を適用する場合、接続料の変動要因を先送りすることで逆に裏目に出るリスクも考えられる。今回の検討結果を基にあらかじめ4つの枠を用意しておき、今後、接続料が急激に変動する事態が発生した際の検討の余地を残しておくということが良いのではないかと。

藤原委員：接続料規則第8条第2項第2号は接続料原価の算定期間に関する規定であると思われるが、同号の規定により、接続料算定に予測値を用いることができるのか。

事務局：同令第8条第2項第2号は算定期間に関する規定であるが、同令第9条第2項ただし書において、同令第8条第2項ただし書に規定される場合には、将来の合理的な通信料等の予測値に基づき算定することとされており、なお、算定期間を1年として将来原価方式を使用することも可能であり、具体例としてはNGNの接続料が挙げられる。

藤原委員：同令第9条第2項ただし書が予測値を用いる直接の規定ということであれば、資料2-2には、同項ただし書についても引用すべきではないかと。

事務局：ご指摘のとおり修正したい。

② 調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について（資料2-2関係）

佐藤委員：費用等の変動を表す「著しく低下」、「大幅に低下」等の記載について、これらの文言はどのように使い分けているのか。変動割合が何パーセントであればこの文言を用いるといった基準となる数値があるのか。

事務局：定量的に厳密なものでは無いが、文言は使い分けており、「著しく」よりは「大幅に」の方がより程度が小さい。基本的には平成26年度の費用低減効果よりも、平成27年度以降の費用低減効果の方が大きいとの現時点の予測に基づき、定性的な分析を行ったもの。

東海主査：総務省は、本日の各委員からの意見を参考とし、本件を電気通信事業部会に報告いただきたい。

以上